

第4回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年 9月25日 (金曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について		
第 2	会期決定について		
第 3	会務報告		
第 4	報告第 4号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る あっせん委員の指名について		10件
第 5	報告第 5号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について		3件
第 6	報告第 6号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について		6件
第 7	報告第 7号 農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて		1件
第 8	議案第 17号 農用地の賃貸借に係る合意解約について		2件
第 9	議案第 18号 現況証明願について		3件
第10	議案第 19号 農業振興地域整備計画の変更について		1件
第11	議案第 20号 農地法第3条の規定による許可申請について		4件
第12	議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請について		1件
第13	議案第 22号 農用地利用集積計画の作成の要請について		30件
第14	議案第 23号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案) について		1件

○出席委員(16名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君
4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝 君	6番 津野 斉 君
7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君
10番 渡邊 裕義 君	11番 高松 俊男 君	12番 甲斐やす子 君
13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員(4名)

■番 ■ 君	■番 ■ 君	■番 ■ 君
■番 ■ 君		

○欠席委員(0名)

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 不藤さとみ 君
農地係長 小幡 裕也 君	主 事 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第4回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席なしであります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・嶋中君 6番・津野君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第4回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第4号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第4号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容10件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第4号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり10件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、14.9ha。

指名年月日、令和2年8月31日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員は、舟山委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

なお、XXXX番・XXXX君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（XXXXXX君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXさん。

申出面積、2.2ha。

指名年月日、令和2年8月31日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員は、舟山委員、高橋委員、澁谷委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号2について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については、報告のとおり承認されました。

（XXXXXX君復席）

お諮り致します。

番号3から番号10まで内容8件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

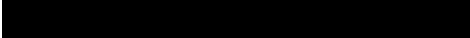
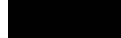
よって、番号3から番号10まで内容8件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

あっせん申出者、、さん。

申出面積、15.6ha。

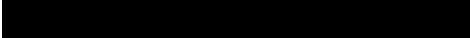
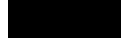
指名年月日、令和2年9月2日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員は、嶋中委員、渡邊委員、甲斐委員、森田委員。

なお、番号4につきましては、指名年月日、申出の種類が番号3と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号4。

あっせん申出者、、さん。

申出面積、23.5ha。

指名あっせん委員は、嶋中委員、熊谷委員、渡邊委員、森田委員。

なお、番号5につきましては、指名あっせん委員が番号4と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号5。

あっせん申出者、、
さん。

申出面積、31.1ha。

指名年月日、令和2年9月14日。

申出の種類、賃貸借。

なお、番号6から番号10まで、あっせん申出者、指名年月日、申出の種類が番号5と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号6。

申出面積、48.2ha。

指名あっせん委員、舟山委員、澁谷委員、高松委員、甲斐委員。

なお、番号7につきましては、指名あっせん委員が番号6と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号7。

申出面積、41.0ha。

番号8。

申出面積、43.2ha。

指名あっせん委員、嶋中委員、熊谷委員、渡邊委員、森田委員。

なお、番号9から10につきましては、指名あっせん委員が番号8と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 9。

申出面積、29.0ha。

番号 10。

申出面積、48.3ha。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号 3 から番号 10 まで内容 8 件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 3 から番号 10 まで内容 8 件については、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 4 号、内容 10 件は報告のとおり承認されました。

◎報告第 5 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。報告第 5 号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容 3 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第 5 号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 3 件となっております。

番号 1。

あっせん譲渡申出者、

さん。

あっせん委員長、舟山委員。

あっせん委員、平山委員、熊谷委員、渡邊委員。

報告年月日、令和 2 年 9 月 11 日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ 409-4。

現況地目、畑。

面積、5,108㎡外 5 筆、合計面積は 95,054㎡。

価格は、3,236,000 円。

譲受人氏名、

さん。

予定資金関係、自己資金となっております。

番号 1 につきましては、あっせん委員長であります舟山委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 2番・舟山君。

○2番（舟山珠代君） 2番・舟山です。

報告第5号、番号1について報告致します。

令和2年9月3日に、あっせん委員の指名があり、令和2年9月11日に平山委員、熊谷委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事役場大会議室において、第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は平成30年度に農地保有合理化事業により公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を、XXXXXXXXXXさんが一時貸付を受けておりましたが、早期売渡を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、2番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、熊谷委員。

あっせん委員、舟山委員、渡邊委員、平山委員。

報告年月日、令和2年9月11日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字栄193-2。

現況地目、畑。

面積、58,373㎡外2筆、合計面積は62,833㎡。

価格、2,618,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金。

続きまして、土地の所在、字栄188-1。

現況地目、畑。

面積、27,047㎡外8筆、合計面積は143,726㎡。

価格、4,725,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字西標茶151-1。

現況地目、畑。

面積、52,498㎡外3筆、合計面積は73,409㎡。

価格、2,494,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

続きまして、土地の所在、字栄218-26。

現況地目、畑。

面積、189,898㎡。

価格、7,370,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

続きまして、土地の所在、字中オソツベツ10-1。

現況地目、畑。

面積、170,395㎡外1筆、合計面積は286,605㎡。

価格、10,143,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

続きまして、土地の所在、字虹別原野341-1。

現況地目、採放地。

面積、5,882㎡外11筆、合計面積は125,596㎡。

価格、7,381,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字虹別原野399-1。

現況地目、畑。

面積、28,329㎡外3筆、合計面積は142,404㎡。

価格は、9,815,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入。

続きまして、土地の所在、字虹別原野344-1。

現況地目、採放地。

面積、18,547㎡外2筆、合計面積は64,803㎡。

価格、4,536,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

続きまして、土地の所在、字虹別原野723-2。

現況地目、畑。

面積、49,927㎡。

価格、2,990,000円。

譲受人氏名、[redacted]さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字虹別原野567-9。

現況地目、畑。

面積、46,767㎡外2筆、合計面積は127,902㎡。

価格は、8,291,000円。

譲受人氏名、[redacted]さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字虹別276-1。

現況地目、畑。

面積、28,836㎡。

価格、2,019,000円。

譲受人氏名、[redacted]さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字虹別原野564-1。

現況地目、畑。

面積、35,785㎡外2筆、合計面積は49,872㎡。

価格、2,963,000円。

譲受人氏名、[redacted]さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字虹別原野398-1。

現況地目、畑。

面積、46,897㎡外5筆、合計面積は97,463㎡。

価格、3,603,000円。

譲受人氏名、[redacted]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

以上、合計52筆、合計面積は1,443,274㎡、価格は76,318,000円となっております。

番号2につきましては、あっせん委員長であります熊谷委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8番・熊谷君。

○8番（熊谷英二君） 8番・熊谷。

報告第5号、番号2について報告致します。

令和2年9月3日に、あっせん委員の指名があり、令和2年9月11日に舟山委員、渡邊委員、平山委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で役場大会議室において、第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は平成27年度に農地保有合理化事業により公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんが借上げ、今年度公社より売渡しを受ける案件となっております。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

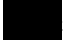
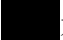
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

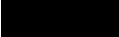
（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、、
さん。

あっせん委員長、熊谷委員。

あっせん委員、舟山委員、渡邊委員、平山委員。

報告年月日、令和2年9月11日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、宇虹別原野566-1。

現況地目、採放地。

面積、88,585㎡外5筆、合計面積は139,543㎡。

価格、8,305,000円。

譲受人氏名、さん。

予定資金関係、資金借入。

番号3につきましては、あっせん委員長であります熊谷委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8番・熊谷君。

○8番（熊谷英二君） 8番・熊谷。

報告第5号、番号3について報告致します。

令和2年9月3日に、あっせん委員の指名があり、9月11日に舟山委員、渡邊委員、平山委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で役場大会議室において、第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は平成27年度に農地保有合理化事業により公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地

を、[]さんが借上げ、今年度公社より売渡しを受ける案件となっております。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

（[]君復席）

以上をもって、報告第5号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第6号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第6号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第6号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり6件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、[]、[]

[]さん。

あっせん委員長、熊谷委員。

あっせん委員、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

報告年月日、令和2年9月16日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上多和原野東1線64-3。

現況地目、畑。

面積、16,683㎡外15筆、合計面積は311,238.46㎡。

年間賃貸料、258,120円。

借受人氏名、[]さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和7年3月31日までとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8番・熊谷君。

○8番（熊谷英二君） 8番・熊谷。

報告第6号、番号1について報告致します。

令和2年9月16日に標茶町役場大会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員には渡邊委員、嶋中委員、森田委員と私が指名され、事務局より小幡係長と大河原主事が出席し、あっせん委員長には私が互選されました。

この農地は、[]さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定の[]さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

あっせん賃貸借申出者、[]、[]

[]さん。

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、舟山委員、高松委員、甲斐委員。

報告年月日、令和2年9月16日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ30-4。

現況地目、畑。

面積、186, 115㎡外6筆、合計面積は481, 536㎡。

年間賃貸料、298, 640円。

借受人氏名、[]さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和7年8月2日までとなっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

報告第6号、番号2について報告致します。

令和2年9月16日に標茶町役場大会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員には

舟山委員、高松委員、甲斐委員と私が指名され、事務局より小幡係長と大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、[]さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定の[]さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続いて、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

あっせん賃貸借申出者、[]、[]
[]さん。

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、舟山委員、高松委員、甲斐委員。

報告年月日、令和2年9月16日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字標茶212-1。

現況地目、畑。

面積、9,549㎡外8筆、合計面積は409,747㎡。

年間賃貸料、334,640円。

借受人氏名、[]さん。

賃貸借期間、公告の日から令和7年8月2日まで。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

報告第6号、番号3について報告致します。

令和2年9月16日に標茶町役場大会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員には舟山委員、高松委員、甲斐委員と私が指名され、事務局より小幡係長と大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、[]さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であ

り、5年後に公社より取得予定の[]さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

続いて、番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

あっせん賃貸借申出者、[]、[]

[]さん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、熊谷委員、渡邊委員、森田委員。

報告年月日、令和2年9月16日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西熊牛原野西2線70-2。

現況地目、畑。

面積、6,571㎡外8筆、合計面積は142,374㎡。

年間賃貸料、120,540円。

借受人氏名、[]さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和7年8月2日まで。

続きまして、土地の所在、字西熊牛原野西3線86-7。

現況地目、畑。

面積、47,834㎡外6筆、合計面積は103,891㎡。

年間賃貸料、89,200円。

借受人氏名、[]さん。

賃貸借期間、公告の日から令和7年8月2日まで。

続きまして、土地の所在、字西熊牛原野西4線58-2。

現況地目、畑。

面積、49,295㎡。

年間賃貸料、50,000円。

借受人氏名、[]さん。

賃貸借期間、公告の日から令和7年8月2日まで。

続きまして、字栄231-10。

現況地目、採放地。

面積、113,418㎡外2筆、合計面積は136,186㎡。

年間賃貸料、110,560円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間、公告の日から令和7年8月2日まで。

以上、合計20筆、合計面積431,746㎡となっております。

なお、番号4につきましては、あっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

報告第6号、番号4について報告致します。

令和2年9月16日に標茶町役場大会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員には熊谷委員、渡邊委員、森田委員と私が指名され、事務局より小幡係長と大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、 さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定の さん、 さん、 さん、 さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は報告のとおり承認されました。

続いて、番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号5。

あっせん賃貸借申出者、 、
 さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、嶋中委員、熊谷委員、森田委員。

報告年月日、令和2年9月16日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字標茶 5 3 5 - 1。

現況地目、畑。

面積、5 1, 6 9 7 m²外 2 筆、合計面積は 2 1 7, 5 6 9 m²。

年間賃貸料、2 5 5, 8 4 0 円。

借受人氏名、[REDACTED] さん。

賃貸借期間、公告の日から令和 7 年 8 月 2 日まで。

続きまして、土地の所在、字栄 7 - 1。

現況地目、畑。

面積、1 9, 9 4 2 m²外 1 筆、合計面積は 7 2, 0 2 6 m²。

年間賃貸料、5 3, 2 4 0 円。

借受人氏名、[REDACTED] さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和 7 年 8 月 2 日まで。

以上、合計 5 筆、合計面積 2 8 9, 5 9 5 m²。

なお、番号 5 につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 0 番・渡邊君。

○1 0 番（渡邊裕義君） 1 0 番・渡邊です。

報告第 6 号、番号 5 について報告致します。

令和 2 年 9 月 1 6 日に標茶町役場大会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員には熊谷委員、嶋中委員、森田委員と私が指名され、事務局より小幡係長と大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、[REDACTED] さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5 年後に公社より取得予定の [REDACTED] さん、[REDACTED] さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 5 について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、1 0 番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 5 は報告のとおり承認されました。

続いて、番号 6 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号 6。

あっせん賃貸借申出者、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED] さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、嶋中委員、熊谷委員、森田委員。

報告年月日、令和2年9月16日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野22線東32-2。

現況地目、畑。

面積、21, 263㎡外34筆、合計面積は483, 288㎡。

年間賃貸料、457, 240円。

借受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

賃貸借期間、公告の日から令和7年8月2日まで。

なお、番号6につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊です。

報告第6号、番号6について報告致します。

令和2年9月16日に標茶町役場大会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員には熊谷委員、嶋中委員、森田委員と私が指名され、事務局より小幡係長、大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、XXXXXXXXXXさんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定のXXXXXXXXXXさんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第6号、内容6件は報告のとおり承認されました。

◎報告第7号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。報告第7号、農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第7号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出取りやめについて、農用地利用関係調整・あっせん申出につ

いて別紙のとおり取りやめがあったので報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出取りやめ者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、49.6ha。

指名年月日、平成30年10月16日。

申出の種類、売買。

取りやめ申出年月日、令和2年9月10日。

取りやめ面積は、4.2㎡。

取りやめ理由、都合により。

これは、平成30年10月24日開催の第17回総会におきまして、報告第47号、番号3であっせん委員の指名について審議されたものです。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第7号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第17号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第17号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第17号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字上多和原野西1線35-23。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,537㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年6月27日。

契約期間、平成30年6月27日から令和10年6月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年9月4日。

土地の引渡し時期、令和2年9月24日となっております。

なお、番号2につきまして、賃借人、設定内容、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字上多和原野西1線35-24。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,547㎡外1筆、合計面積23,318㎡となっております。

なお、番号1及び番号2につきましては、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第17号、番号1及び2について報告致します。

9月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんと賃借人、[REDACTED]さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については、原案可決されました。

以上をもって、議案17号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第18号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第18号、現況証明願について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第18号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1。

土地の所在、字上多和原野西1線37-6。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、843㎡外2筆、合計面積は16,784㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調査年月日は、令和2年9月14日。

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第10号、番号1について報告致します。

8月21日付けで調査依頼がありまして、9月14日に佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、事務局より小幡係長と現地調査をまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(■■■■君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線19-6。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、976㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、■■■■さん。

申請者名、■■■■さん。

調査委員は、舟山委員、高橋委員、高松委員。

調査年月日、令和2年9月14日。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・高松君。

○9番（高松俊男君） 9番・高松です。

議案第18号、番号2について報告致します。

9月9日付けで調査依頼がありまして、9月14日に舟山委員、高橋委員と事務局より小幡係長と現地を確認してまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とははっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

(■■■■君復席)

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

土地の所在、字西標茶21-8。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、12,738㎡外1筆、合計面積は16,092㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、舟山委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員。

調査年月日は、令和2年9月14日。

なお、調査結果につきましては、高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋政寿君） 3番・高橋です。

議案第18号、番号3について報告致します。

9月14日付けで調査依頼があり、9月14日に舟山委員、澁谷委員、高松委員と事務局より、小幡係長と現地調査をしてまいりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の状況は、雑種地及び原野となっており、隣接農地とははっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第18号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第19号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第19号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、XXXXXX番・XXXXXX君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第19号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野448番地7。

現況地目、畑。

面積、39,688㎡の内3,228.39㎡。

事業計画の名称、スタック整備事業。

事業主体は、 さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、スタック1,440㎡。

土地所有者、 さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、農地法第5条申請中でございます。

土地選定の理由は、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに、周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第19号、番号1について報告を致します。

9月10日に事務局より調査の依頼があり、9月14日に熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の7ページから10ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、 で営農をする さんがスタック整備を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

今回の変更面積につきましては、スタック整備事業としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

([] 君復席)

以上をもって、議案第19号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第20号

○会長(佐藤徳市君) 日程第11。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第20号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

譲渡人、[]、[]さん。

譲受人、[]、[]さん。

土地の所在、字上多和原野西1線35-24。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,547㎡外1筆、合計面積は23,318㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は、相手方要望、譲受人は、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金で691,645円。

世帯員又は構成員、譲受人5名。

畑、採放地につきましては、譲受人が804,111㎡うち借入地179,426㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

続きまして、番号2。

譲渡人、[]、[]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上多和原野西1線35-23。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、5,537㎡外1筆、合計面積は6,989㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金で168,505円。

世帯員又は構成員、譲受人5名。

畑、採放地につきましては、譲受人が780,793㎡うち借入地179,426㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第20号、番号1、番号2について報告致します。

9月14日に事務局より調査依頼があり、9月17日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは共に相手方要望により農地を譲渡し、譲受人の[REDACTED]さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

[REDACTED]さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響なく、効率的に利用されることについても確認致しました。

また、[REDACTED]さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて、番号3を議題と致します。

なお、[REDACTED]番・[REDACTED]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[REDACTED]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。
借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-69の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、61,938㎡外2筆、合計面積は200,157㎡。

契約の種類、賃貸借（許可の日から10年間）。

権利移転設定の理由、貸付人は、相手方要望、借受人は、粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格は、年間37,000円。

世帯員又は構成員、借受人1名。

畑、採放地につきましては、借受人が348,326㎡うち借入地200,157㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

議案第20号、番号3について報告致します。

9月14日に事務局より調査依頼があり、9月18日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人のXXXXXXXXXXさんは相手方要望により農地を貸付し、借受人のXXXXXXXXXXさんは粗飼料確保のため、今回の申請となりました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を借受け後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地へ影響なく、効率的に利用されることについても確認致しました。

また、XXXXXXXXXXさんの経営農地面積は申請地を含め、34.8haとなりますので、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

続いて、番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。
譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内445。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,110㎡外1筆、合計面積は5,082㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金で57,000円となっております。

世帯員又は構成員、譲受人3名。

畑、採放地につきましては、譲受人が528,711㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・津野君。

○6番（津野 齊君） 6番・津野です。

議案第20号、番号4について報告致します。

9月17日に事務局より調査依頼があり、9月22日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんは相手方要望により農地を譲渡し、譲受人のXXXXXXXXXXさんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されることについても確認致しました。

また、XXXXXXXXXXさんの経営農地面積は申請地を含め、52.8haとなりますので、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第20号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第21号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

([]君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第21号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、[]、[]さん。

転用者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野448-7の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,663.68㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、スタック整備事業。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

スタック、1,920㎡

作業スペース、2,743.68㎡。

調査委員は、佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員。

調査結果につきましては、佐藤松喜委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第21号、番号1について報告いたします。

9月10日に事務局より調査の依頼があり、9月14日に熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の7ページから10ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、[]で営農をしている[]さんで、貸主の[]さんの土地で、農業用施設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力についても、転用に係る行為を遂行できるものと認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設である

ことから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（君復席）

以上をもって、議案第21号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第22号

○会長（佐藤徳市君） 日程第13。議案第22号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容30件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号14まで内容14件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号14まで内容14件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

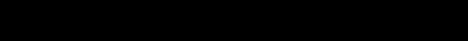
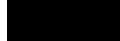
○振興係長（不藤さとみ君） はい。

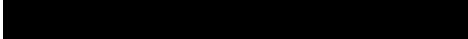
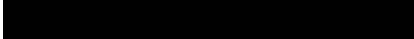
議案第22号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり30件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字オソツベツ409-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,108㎡外5筆、合計面積95,054㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年9月30日。

対価の支払期限、令和2年11月30日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、3,236,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号14まで、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

土地の所在、字栄193-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、58,373㎡外2筆、合計面積62,833㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、2,618,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

土地の所在、字栄188-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

利用権設定等の内容、普通畑。

面積、27,047㎡外8筆、合計面積143,726㎡。

価格、4,725,000円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

土地の所在、字西標茶151-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,498㎡外3筆、合計面積73,409㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、2,494,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

土地の所在、字栄218-26。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、189,898㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、7,370,000円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

土地の所在、字中オソツベツ10-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、170,395㎡外1筆、合計面積286,605㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、10,143,000円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野341-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、5,882㎡外11筆、合計面積125,596㎡。

利用権設定等の内容、採放地。

価格、7,381,000円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野399-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,329㎡外3筆、合計面積142,404㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、9,815,000円。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野344-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、18,547㎡外2筆、合計面積64,803㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、4,536,000円。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野723-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,927㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、2,990,000円。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野567-9。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,767㎡外2筆、合計面積127,902㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、8,291,000円。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別276-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,836㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、2,019,000円。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野564-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,785㎡外2筆、合計面積49,872㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、2,963,000円。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野398-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,897㎡外5筆、合計面積97,463㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、3,603,000円となっております。

なお、番号1から番号14につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号14まで内容14件については原案可決されました。

続いて、番号15を議題と致します。

なお、[REDACTED]番・[REDACTED]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[REDACTED]君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、
利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字虹別原野 5 6 6 - 1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、88, 585 m²外5筆、合計面積139, 543 m²。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年9月30日。

対価の支払期限、令和2年11月30日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格、8, 305, 000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号15につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

（君復席）

続いて、番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字オソツベツ 1 0 6 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、44, 201 m²外12筆、合計面積303, 607 m²。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年9月30日。

対価の支払期限、令和2年10月30日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格、13,250,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号16につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

お諮り致します。

番号17から番号26まで内容10件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

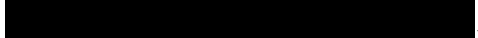
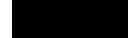
よって、番号17から番号26まで内容10件を一括議題と致します。

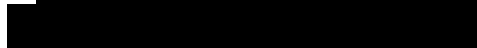

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字上多和原野東1線64-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,683㎡外15筆、合計面積311,238.46㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地及び施設用地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年9月30日から令和7年3月31日まで。

土地の引渡し時期、令和2年9月30日。

金額、年間258,120円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号18から番号26まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、土地の引渡し時期、支払方法が番号17と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字オソツベツ30-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、186, 115㎡外6筆、合計面積481, 536㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

利用権の期間、令和2年9月30日から令和7年8月2日まで。

金額、年間298, 640円となっております。

なお、番号19から番号26まで、利用権の期間が令和2年9月30日から令和7年8月2日までとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

番号19。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字標茶212-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9, 549㎡外8筆、合計面積409, 747㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間334, 640円。

番号20。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字西熊牛原野西2線70-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6, 571㎡外8筆、合計面積142, 374㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間120, 540円。

番号21。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字西熊牛原野西3線86-7。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47, 834㎡外6筆、合計面積103, 891㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間89, 200円。

番号22。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字西熊牛原野西4線58-2。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、49, 295㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間50,000円。

番号23。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字栄231-10。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、113,418㎡外2筆、合計面積136,186㎡。

利用権設定等の内容、採放地。

金額、年間110,560円。

番号24。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字標茶535-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,697㎡外2筆、合計面積217,569㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間255,840円。

番号25。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字栄7-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,942㎡外1筆、合計面積72,026㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間53,240円。

番号26。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野22線東32-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,263㎡外34筆、合計面積483,288㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間457,240円となっております。

なお、番号17から番号26につきましては、あっせん案件のため、改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号17から番号26まで内容10件については原案可決されました。

続いて番号27を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号27。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上オソツベツ原野7線西2-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、34,983㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年9月30日から令和7年10月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年9月30日。

金額、年間77,867円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号27につきましては、澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 9番・澁谷君。

○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第22号、番号27について報告致します。

9月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、9月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号27については原案可決されました。

続いて、番号28を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号28。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、宇西標茶18-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、17,017㎡外26筆、合計面積507,574㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年9月30日から令和12年9月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年9月30日。

金額、年間1,624,236円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号28につきましては、高松委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 11番・高松君。

○11番(高松俊男君) 11番・高松です。

議案第22号、番号28について報告致します。

9月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、9月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方要望により農地を貸付するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号28については原案可決されました。

続いて、番号29を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号29。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字虹別693-29の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,468㎡外1筆、合計面積13,735㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年9月30日から令和7年9月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年9月30日。

金額、年間38,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号29につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第22号、番号29について報告します。

9月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、9月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号29については原案可決されました。

続いて番号30を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号30。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字西標茶1-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,530㎡外31筆、合計面積513,916㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年9月30日から令和5年9月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年9月30日。

金額、年間1,541,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号30につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第22号、番号30について報告致します。

9月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、9月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号30については原案可決されました。

以上をもって、議案第22号、内容30件は原案可決されました。

◎議案第23号

○会長(佐藤徳市君) 日程第14。議案第23号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

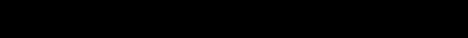
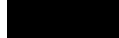
○農地係長(小幡裕也君) はい。

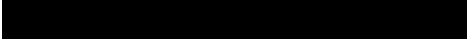
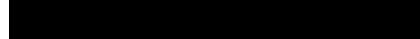
議案第23号について説明させていただきます。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業に係る業務委託契約に基づき作成された農用地利用配分計画(案)について標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字オソツベツ743-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、42,675㎡外2筆、合計面積は84,697㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年11月12日から令和7年12月23日まで。

土地の引渡時期、令和2年11月12日。

金額、年間194,000円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込みとなっております。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第23号、内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第4回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第4回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

御苦労さまでした。

（午前11時41分閉会）